

掛川市告示第25号

掛川市コミュニケーション支援事業実施要綱（平成18年掛川市告示第130号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月19日

掛川市長 松 井 三 郎

題名を次のように改める。

掛川市意思疎通支援事業実施要綱

第1条中「掛川市障害者自立支援法施行細則」を「掛川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則」に、「コミュニケーション支援事業」を「意思疎通支援事業」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この要綱において「意思疎通支援事業」とは、聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者（以下「聴覚障害者等」という。）につき、意思疎通支援（手話又は要約筆記により当該聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者（以下「手話通訳者等」という。）を派遣する事業をいう。

第3条第1項中「コミュニケーション支援事業」を「意思疎通支援事業」に改め、「手話通訳等により」を削り、「意思疎通を仲介する必要があるもの」を「意思疎通支援を必要とするもの」に改める。

第6条中「コミュニケーション支援事業利用申請書」を「意思疎通支援事業利用申請書」に改める。

第7条第1項中「コミュニケーション支援事業利用決定（却下）通知書」を「意思疎通支援事業利用決定（却下）通知書」に改める。

第10条第1項中「コミュニケーション支援事業実施報告書」を「意思疎通支援事業実施報告書」に改める。

様式第1号中「コミュニケーション支援事業の」を「意思疎通支援事業の」に、「掛川市コミュニケーション支援事業実施要綱」を「掛川市意思疎通支援事業実施要綱」に改める。

様式第3号中

「コミュニケーション支援事業利用申請書」を  
「 意思疎通支援事業利用申請書 」に、「コミュニケーション支援事業を」を「意思疎通支援事業を」に改める。

様式第4号中

「コミュニケーション支援事業利用決定（却下）通知書」を  
「 意思疎通支援事業利用決定（却下）通知書 」に、「コミュニケーション支援事業の」を「意思疎通支援事業の」に改める。

様式第5号（その1）中

「コミュニケーション支援事業実施報告書（手話通訳者）」を  
「 意思疎通支援事業実施報告書（手話通訳者） 」に、「掛川市コミュニケーション支援事業実施要綱」を「掛川市意思疎通支援事業実施要綱」に改め、同様式（その2）中

「コミュニケーション支援事業実施報告書（要約筆記奉仕員）」を  
「 意思疎通支援事業実施報告書（要約筆記奉仕員） 」に、「掛川市コミュニケーション支援事業実施要綱」を「掛川市意思疎通支援事業実施要綱」に改める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。